

スポーツ推進審議会の委員の募集

▶**任期**：8月1日～令和8年7月31日
 ▶**内容**：スポーツ推進に関する重要事項などの調査・審議
 ▶**対象**：次の①～③のすべてに該当する方若干名。
 ①市内在住で18歳以上(令和6年8月1日時点) ②年数回開催される審議会に出席できる ③ほかの公募の委員でない
 ▶**申込期間・方法**：6月14日(金)まで(必着)。「スポーツに関すること」をテーマにした作文(400字以内)、市販の履歴書を郵送、窓口。7月上旬(予定)に面接を行います。応募書類は返却しません。結果は本人に通知します
 *報酬の支給あり
 問スポーツ振興課(第三庁舎3階) ☎963-9284、☎87862

10月の土・日・祝日の地域スポーツセンター体育室貸し出し抽選

▶**対象**：市内在住・在勤・在学の方(高校生以下を除く)
 ▶**申込期間・方法**：7月1日(月)～10日(水)。電子申請
 問スポーツ振興課 ☎963-9284、☎83053

10月の日曜日の野球場貸し出し抽選

▶**対象**：「まんまるよやく」に登録している市内のチーム
 ▶**申込期間・方法**：7月1日(月)～6日(土)。電子申請
 *チームの登録はスポーツ振興課へ
 問スポーツ振興課 ☎963-9284、☎9242

家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)ボランティア説明会

家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)とは、妊娠している方や就学前のお子さんがある家庭に、研修を受けたボランティア(ホームビジター)が訪問する活動です。
 ▶**日時**：7月10日(水)10:00～11:30
 ▶**会場**：中央市民会館5階第4・5会議室

▶**対象**：ホームスタート事業に関心のある方、子育て経験がありホームビジターに興味のある方
 ▶**申込期間・方法**：7月4日(木)まで。電話、メール
 問ホームスタートこしがや ☎070-4173-6527、✉hskoshigaya@gmail.com

意見募集結果

○越谷市まちの整備に関する条例及び施行規則の一部改正
 ▶**募集期間**：3月1日～31日
 ▶**意見数**：0件
 問開発指導課 ☎963-9234、☎86303
 ○(仮)越谷市特定都市河川法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例
 ▶**募集期間**：3月1日～31日
 ▶**意見数**：0件
 問河川課 ☎963-9203、☎84344

臨時会が開かれました。6月議会が開かれます

臨時会が4月26日に市役所議場で開かれ、市長提出4議案が、原案どおり可決されました。また、6月定例会が6月3日(月)～20日(水)の日程で開かれます(土・日曜除く)。
 問議案について…法務課 ☎963-9130、議会について…議事課 ☎963-9261

都市計画道路の事業認可図書の縦覧

▶**期間**：令和11年3月31日まで
 ▶**場所**：道路建設課(本庁舎5階)
 ▶**対象となる都市計画**：3・3・1越谷吉川線、3・4・40新越谷駅北通り線
 問道路建設課 ☎963-9202、☎87046

令和5年度男女共同参画に関する苦情申し出の処理状況を公表します

市では、越谷市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を妨げる事案に対する苦情があった場合、苦情処理委員が適切に処理し、毎年市長に処理状況を報告することになっていま

す。令和5年度の苦情申し出はありませんでした。
 *過去の苦情申し出の処理状況などは、市ホームページ、行政資料コーナー(エントランス棟2階)でご覧になれます
 問人権・男女共同参画推進課 ☎963-9113、☎9677

子ども食堂を運営する方を支援します!

市内で子ども食堂を運営する団体に対して必要な経費を補助します。
 ▶**申込期間・方法**：6月17日(月)から。申請書類(市ホームページから印刷可)を郵送、窓口
 問子ども施策推進課(第二庁舎2階) ☎963-9165、☎87853



行政相談委員に相談できます

▶**日程**：毎月第2金曜日
 ▶**場所**：本庁舎3階相談室
 ▶**内容**：国・県・市の行政上の諸問題についての相談。電話での相談も受け付けています
 ▶**市内の行政相談委員**：百木節子 ☎962-4247、高橋美佐子 ☎962-9233、筒野貞夫 ☎966-6881、関根務 ☎964-7064、島村敏仁 ☎979-0894
 問くらし安心課 ☎963-9156、☎6269

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

大麻・覚醒剤・麻薬・危険ドラッグなどの薬物乱用が深刻な社会問題となっています。これらの薬物を乱用すると、自分の意志では止めることが難しくなり、自分の体や心をむしばむだけでなく、家族や周りの人々にも大きな影響を与えます。
 薬物乱用防止の輪を広げるためには、皆さんの薬物乱用防止に対する正しい理解が必要です。県では、6月20日(水)～7月19日(金)に「彩の国さいたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」として、薬物乱用防止を呼びかける街頭キャンペーンと、薬物乱用防止を目的とする国連支援募金活動を実施します。
 薬物乱用の正しい知識を身につけ、薬物乱用から自分自身を守りましょう。薬物でお困りの方は、下記へご相談ください。
 問春日部保健所 ☎048-737-2133(8:30～17:15。土・日・祝除く)

次世代へつなごう無事故と青い地球 6月2日～8日は危険物安全週間

○**危険物とは?**
 消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品
 ・火災発生の危険性が大きい
 ・火災拡大の危険性が大きい
 ・消火の困難性が高い
 身近なものでは、ガソリンや灯油、軽油などが該当します。これらは液体から可燃性の蒸気を発生させ、その蒸気は低所に滞留しやすく、静電気やちょっとした火花などで容易に引火し、爆発的に燃焼します。取り扱いには十分注意しましょう。
 問予防課 ☎974-0103、☎88151

人権それは愛 災害と人権

～お互いの人権に配慮した避難所生活を送るために～

災害は、私たちの生活に大きな負担をかけます。親しい人が犠牲になったり、不安を抱えたまま避難したりすることはとてもつらいことです。また、災害時の切迫した状況では、自分のこと、家族のことしか考えられなくなって視野が狭くなりがちです。このような状況の中、助け合うことが大事だとわかっていても他者への思いやりが薄らぎ、結果として、相手を傷つける言動や差別、人権侵害につながることもあります。

避難生活では、プライベートな空間を十分に確保できないことも多く、洗濯物を干すときやトイレに行くときなど、普段の生活よりお互いに配慮が必要になる場面が増えます。さらには、不安や恐怖、悲しみの感情を抱えながら睡眠不足になる方もいます。それ以外にも、世代間での考え方の違いから生じる対立や、いわゆる災害弱者と呼ばれる心身の状態が優れない人や障がいのある人、日本語がわからない外国人などへの偏見・差別的な言動なども発生しやすくなります。

避難所には様々な境遇の人が集まるため、それぞれの考え方や価値観は当然異なります。避難所という狭い空間の中で他者と生活していくためには、どのような問題が起こりうるかを想定し、お互いの人権に配慮した心がけが必要です。

問人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119、生涯学習課 ☎963-9283